

1 条例の趣旨や目的に関する規定について

[
1
]

2 用語の定義に関する規定について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(4) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの（以下「処分権限を有する指定管理者」という。）をいう。</p> <p>(5) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。）及び処分権限を有する指定管理者に属する者をいう。</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び処分権限を有する指定管理者を除く。第18条第2号において「法人等」という。）及び事業</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報</u>であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と<u>容易に</u>照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）</p>

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(13) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。</p> <p>厚木市個人情報保護条例施行規則 (要配慮個人情報)</p> <p>第1条の2 条例第2条第3号に規定する実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの心身の機能の障害があること。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害</p> <p>イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</p> <p>(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>	<p>二 地方公共団体の機関(議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。)</p> <p>三 独立行政法人等(別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)</p> <p>四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。)</p> <p>改正個人情報保護法施行令 (要配慮個人情報)</p> <p>第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。</p> <p>一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。</p> <p>二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果</p> <p>三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</p> <p>四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</p> <p>五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</p>

3 個人情報取扱事務登録簿について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(個人情報取扱事務等の登録)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的 (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称 (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日 (4) 個人情報取扱事務の根拠法令等 (5) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称 (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 <p>2 実施機関は、個人情報ファイル（本人の数が実施機関が定める数未満のものを除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）に関し、次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル登録簿を前項の個人情報取扱事務登録簿と併せて備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人情報ファイルの名称及び利用目的 (2) 個人情報ファイルを保有する組織の名称 (3) 個人情報ファイルの保有を開始する年月日 (4) 個人情報ファイルに記録される項目 (5) 個人情報の収集方法 (6) 前条各号に掲げる個人情報が含まれるときは、その理由 (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項 	<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル <p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>

4 開示決定等の期間について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第23条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、<u>開示請求があった日から起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>45日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第24条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して<u>60日以内</u>にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正等の決定等の期限)</p> <p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正等の決定等」という。）は、<u>訂正等の請求があった日から起算して15日以内</u>にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>45日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正等の決定等の期限の特例)</p> <p>第36条 実施機関は、訂正等の決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正等の請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>※ 条例では、第32条において訂正又は利用停止を「訂正等」としている。</p>	<p>(開示決定等の期限)</p> <p>第八十三条 開示決定等は、<u>開示請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>六十日以内</u>にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、<u>訂正請求があった日から三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>三十日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第一百零二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から<u>三十日以内</u>にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
	<p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

5 開示請求に係る手数料について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(費用負担)</p> <p>第30条 保有個人情報の開示の手續に要する費用は、無料とする。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報（第28条第1項の規定により保有個人情報を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p>	<p>第八十九条</p> <p>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、<u>実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p>3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、<u>できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</u></p>

6 訂正請求及び利用停止請求について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(訂正請求権及び利用停止請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア 第7条の規定に違反して保有されているとき。</p> <p>イ 第9条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき。</p> <p>ウ 第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき。</p> <p>エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</p> <p>オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。</p> <p>(2) 第10条第1項又は第10条の2第3項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>3 相続人等は、第16条第2項の規定による開示請求をすることができる死者を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、又は前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正又は利用停止を請求することができる。</p> <p>4 次に掲げる者(次条第2項第1号において「法定代理人等」という。)は、本人又は相続人等に代わって前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができる。ただし、第1号に掲げる者が当該訂正又は利用停止の請求をしようとする場合において、当該本人の利益に反すると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人</p> <p>(2) 本人又は相続人等が前3項の規定による訂正又は利用停止の請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして実施機関が認める場合における代理人</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、保有特定個人情報の請求にあっては、本人の委任による代理人</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</u></p> <p>二 <u>開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの</u></p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、<u>保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内</u>にしなければならない。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、<u>保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内</u>にしなければならない。</p>

7 個人情報保護審査会の設置について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>(審査請求に対する諮問等)</p> <p>第40条 開示決定等、訂正等の決定等又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき(当該保有個人情報の開示について第27条第3項に規定する意見書が提出されているときを除く。)</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととするとき(当該保有個人情報の訂正等について第38条第2項に規定する意見書が提出されているときを除く。)</p> <p>(審査会の設置)</p> <p>第41条 前条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、審査会を設置する。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 公募による市民</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。この職を退いた後も、同様とする。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(審査会の調査権限等)</p> <p>第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。</p> <p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)</p> <p>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合</p> <p>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合</p> <p>2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七十条第一項第二号において同じ。)</p> <p>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</p> <p>3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(地方公共団体に置く審議会等への諮問)</p> <p>第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正等の決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	

8 罰則について

厚木市個人情報保護条例	改正個人情報保護法
<p>第55条 第41条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 第52条から前条までの規定は、市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>【参考】情報公開・個人情報保護審査会設置法 (委員)</p> <p>第四条 8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (罰則)</p> <p>第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>